

# 処置



アイネット・システムズ株式会社

## 【処置料：算定しくみ】

処置料（実施料） + 加算点数（時間） + 処置医療機器等加算  
+ 薬剤料  
+ 特定保険医療材料料

## 【処置料の種類】

- |            |             |
|------------|-------------|
| (1) 一般処置   | (6) 眼科処置    |
| (2) 救急処置   | (7) 耳鼻咽喉科処置 |
| (3) 皮膚科処置  | (8) 整形外科的処置 |
| (4) 泌尿器科処置 | (9) 栄養処置    |
| (5) 産婦人科処置 | (10) ギプス    |

## 【処置医療機器等加算】

- 腰部、胸部又は頸部固定帯加算（初回のみ）

170点

- 酸素加算

①告示単価（円） + 使用量（リットル） × 補正率（1.3） = 酸素の価格 → 端数は四捨五入

② 酸素の価格 ÷ 10 =  点 → 端数は四捨五入

## 【薬剤料の算定方法（五捨五超入）】

処置で使用した薬剤は15円以下である場合は算定できません。

15円を超えた場合、薬剤の価格（薬価）は『薬価基準』に「円単位」で記載されていますが、レセプトには「円単位」を「点単位」に直して記載します。その際 **五捨五超入** を使います。

<五捨五超入> 薬価 ÷ 10

- ・小数点以下が0.5以下 → 切捨て
- ・小数点以下が0.5を超えている → 切上げ

## 【特定保険医療材料料の算定方法（四捨五入）】

厚生労働大臣が定めたものに限られ、価格が定められています。

「円単位」で記載されていますが、レセプトには「円単位」を「点単位」に直して記載します。その際 **四捨五入** を使います。

【処置料：通則】 ※再診時に処置料がある場合は、**外来管理加算**は算定不可

通則 1：処置に当たって通常使用される包帯、ガーゼ等衛生材料等は所定点数に含まれており別に算定できません

通則 3：診察料に含まれ算定できない処置 **※薬剤料**は算定可

浣腸、注腸、吸入、100cm<sup>2</sup>未満の第1度熱傷処置、100cm<sup>2</sup>未満の皮膚科軟膏処置、洗眼、点眼、点耳、簡単な耳垢栓塞除去、鼻洗浄、狭い範囲の湿布処置

通則 5：時間に対する加算

所定点数が150点以上の処置の休日・時間外・深夜加算など

休日 2	80 / 100 加算
時間外 2	40 / 100 加算
深夜 2	80 / 100 加算
時間外特例加算 (届)	40 / 100 加算

## 【処置料：通則】

通則 6：対称器官の処置 ※**両側の器官**の処置料の点数

	算定方法		
処置名称	両 × 1		耳処置 27点×1
処置名称 (片側)	右 × 1、左 × 1		鼓室処置 (片側) 右 55点×1 左 55点×1

### 2022年4月改定より追加

通則 7：耳鼻咽喉科を標榜する保険医療機関において、耳鼻咽喉科を担当する医師が6歳未満の乳幼児に対して、耳鼻咽喉科処置（J095からJ115-2までに掲げる処置）を行った場合は、耳鼻咽喉科乳幼児処置加算として、1日につき60点を所定点数に加算

耳処置、鼓室処置、耳管処置、鼻処置、副鼻腔自然口開大処置、口腔、咽頭処置、扁桃処置、間接喉頭鏡下喉頭処置、副鼻腔手術後の処置、鼓室穿刺、上顎洞穿刺、扁桃周囲膿瘍穿刺、唾液腺管洗浄、副鼻腔洗浄又は吸引、鼻出血止血法、鼻咽腔止血法、耳管ブジー法、唾液腺管ブジー法、**耳垢栓塞除去**、ネブライザ、超音波ネブライザ、排痰誘発法

※**耳垢栓塞除去の乳幼児加算（55点）は別に算定不可**

## 【処置料：通則】

### 2022年4月改定より追加

通則 8：別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、急性気道感染症、急性中耳炎 又は急性副鼻腔炎により受診した 6 歳未満の乳幼児に対して、耳鼻咽喉科処置（J 0 9 5 から J 1 1 5 - 2 までに掲げる処置）を行った場合であって、診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しない場合において、療養上必要な指導及び当該処置の結果の説明を行い、文書により説明内容を提供した場合に、耳鼻咽喉科を担当する専任の医師が診療を行った初診時に耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算として、月 1 回に限り 8 0 点を所定点数に加算

耳処置、鼓室処置、耳管処置、鼻処置、副鼻腔自然口開大処置、口腔、咽頭処置、扁桃処置、間接喉頭鏡下喉頭処置、副鼻腔手術後の処置、鼓室穿刺、上顎洞穿刺、扁桃周囲膿瘍穿刺、唾液腺管洗浄、副鼻腔洗浄又は吸引、鼻出血止血法、鼻咽腔止血法、耳管ブジー法、唾液腺管ブジー法、耳垢栓塞除去、ネブライザ、超音波ネブライザ、排痰誘発法

※インフルエンザの患者又は、インフルエンザの疑われる患者は算定不可

## 【処置料】

切創、刺創  
咬創、擦過傷等 電撃傷、薬傷、凍傷

湿疹、皮膚炎、  
掻痒症、角化症、  
疱疹等

包帯等で被覆すべき創傷面の広さ又は軟膏塗布を行うべき広さの合計	創傷処置	熱傷処置 (注1)	重度褥瘡 処置 (注1)	皮膚科軟膏 処置
1. 100cm <sup>2</sup> 未満	52点	135点	90点	—
2. 100～500cm <sup>2</sup> 未満	60点	147点	98点	55点
3. 500～3000cm <sup>2</sup> 未満	90点	270点	150点	85点
4. 3000～6000cm <sup>2</sup> 未満	160点	504点 (注2)	280点	155点
5. 6000cm <sup>2</sup> 以上	275点 (注2)	1500点 (注2)	500点	270点

注1：初回処置日から2月間算定。その後は創傷処置にて算定  
診療報酬明細書に初回算定日の記載が必要

注2：6歳未満は乳幼児加算55点を算定

ご清聴ありがとうございました



アイネット・システムズ株式会社